



妊娠中または出産後に、心身の不調等により家事及び育児を行うことが困難な方に対し、町と契約している事業所を利用してヘルパーの派遣を受けた場合の費用の一部を公費で負担します。

🌸 利用される方は、必ず詳細を町 HP でご確認ください ➡



支援内容

家事支援

- * 食事の準備及び後片付け
- * 衣類の洗濯
- * 居室等の清掃、整理整頓
- * 生活必需品の買物
- * その他必要な家事支援

育児支援

- * 授乳補助
- * 沐浴補助
- * おむつ交換
- * 適切な育児環境の整備
- * 保育園等への送迎同行
- * その他必要な育児支援

- ◇ 訪問する先は利用者の自宅とし、それ以外の場所への訪問は行いません。
- ◇ 支援できる範囲は「日常的に行う必要がある」家事と育児です。一般的にあてはまらないと考えられることは支援の対象となりません。

利用できる方

本町に住所を有する世帯で、かつ、次のいずれかに該当する世帯

- ◇ 妊娠届出書を提出した妊婦が属する世帯で、当該妊婦の心身の不調等により、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯
- ◇ 出産後6か月未満の産婦が属する世帯で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯

利用可能回数

産前（利用開始日から出産予定日の前日までの期間）	延べ10回以内 （1回2時間）
産後（出産日から出産後6か月を迎える日の前日までの期間）	

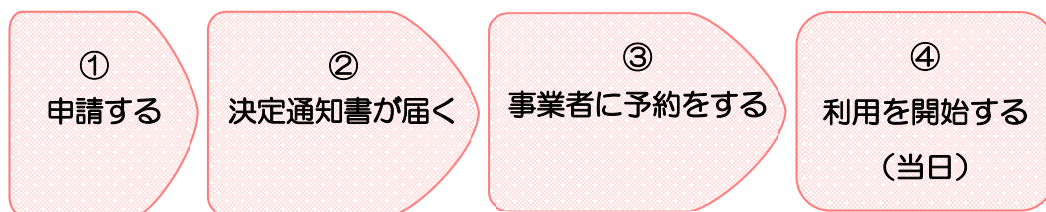
利用日時

月曜日～金曜日（祝日・12月29日～1月3日は除く）9：00～17：00

利用料金等

世帯区分等	料金（1回2時間）
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯	1,500円

申請から利用までの流れ



① 申請する

利用希望日の7日前（町役場の休業日を除く）までに、必要書類を持参または郵送等で申請する。

② 利用承認決定通知書が届く

必要書類一式が届く。※ 送付された書類は必ず保管しておいてください

③ 事業者予約をする

事業者連絡し、利用希望日時や当日受けたい支援内容の詳細を決定する。

※ 事業者により予約状況や受けられる支援内容は異なります

④ 利用を開始する（当日）

利用開始前に「利用承認決定通知書」と「利用者カード」をヘルパーに提示する。

キャンセル料金

派遣前日の午後5時（事業者の定める休業日を除く）からキャンセル料が発生します。直接、事業者またはヘルパーにお支払いください。派遣前日の午後5時以降のキャンセルから、派遣回数に計上されます。（以下キャンセル1回につき）

派遣前日の午後5時から当日訪問出発までに連絡があった場合	800 円
当日訪問出発前までに連絡がなく、訪問してしまった場合	1,500 円

事業所連絡先

事業者番号	事業所名	電話番号	住所
1	湘南コンシェル	0466-54-3270	藤沢市藤沢 520-6 カーニープレイス藤沢 5F
2	産後ケア株式会社	0465-48-8798	小田原市国府津 2-8-27
3	産後ドゥーラ湘南	090-9848-0403	茅ヶ崎市南湖

※ 事業所により支援できるサービス内容や営業時間が異なります。町 HP 又は各事業所の HP をご確認ください。

お問い合わせについて

- ☆ サービス内容などに関するご質問（キャンセルや日程変更、その他）… 直接事業所へ
- ☆ 書類に関するご質問（氏名・住所・世帯の変更や必要書類紛失など）… 下記お問い合わせ先



お問い合わせ先

大磯町 町民福祉部 子育て支援課 こども家庭係
〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183
電話番号：0463-61-4100（内線：361，364）